

# Ⅲサル類の飼育管理および使用に関するガイドライン

## 「サル類の飼育管理および使用に関する指針」の一部改正について

本指針は霊長類研究所に関わる所員、共同利用研究者、大学院生、研修員等が、サル類を実験に使用する場合に、動物福祉の観点を持って人道的に実験することを意図して、1986年4月に編纂された。それから10年が経過し、残り部数がわずかになり増刷が必要になった。それにともない、1995年度サル委員会では、「サルのために何ができるか」、の一環として統制基準を改善することを提案した。特に給水制限について、実験者とサル委員会との合議の結果、「サルの健康状態に悪影響を与えると考えられる実験」に関する項に新しい条件を付した。

### (旧p. 22)「サルの健康状態に悪影響を与えると考えられる実験」

餌、水、栄養素等を過度に制限したり、一回に一個体から大量に(5 ml/kg 以上)、もしくは短期間に頻繁に採血を繰り返すことを必要とする実験(5 ml/kg/月以上)を行おうとする場合には、実験の計画をサル委員会へ届け出る必要がある。サル委員会は動物実験の必要性も含めて実験がサルに与える影響を評価し、その実験に対する承認および監視を行う。研究者は実験の際サルの健康に注意し、実験の一時中止をも含む施設獣医の指示にしたがう必要がある。

### (新p. 22)「サルの健康状態に悪影響を与えると考えられる実験の制限」

サル類の統制を水、餌、栄養素、体重等によって行う場合、過度に制限することは避けなければならない。統制を行っているサルは、実験毎に体重を計測し、標準体重曲線を逸脱した場合は、回復するまで実験を中止すること。また、統制個体は、週1日必ず休息させること(給水制限の基準に関しては補則を参照のこと)。採血に関しては、1回1個体 5 ml/kg 以上の大量採血や、5 ml/kg/月以上の継続採血を行わないこと。なお、体重計測、制限量、および継続採血量の記録は、毎月下旬に

サル委員会に報告すること。

補則：「給水制限に関する補則に記載された規準の実現に努力し、数年後にガイドラインに盛り込むことを目指す。」(1996年3月ガイドライン改正に関するサル委員会申し合わせ)《補則は挟み込みとし下記のような具体的基準を明記した》。

給水制限は、サルの健康を著しく損なう危険性があるため、下記の細則の規準を目標とする。各基準をはずれる実験の場合はサル委員会に相談すること。

ニホンザルおよびアカゲザルに対して給水制限を用いる場合：

- 1) 体重 4.5 kg 以上の個体を使用する。
- 2) 給水制限は、1日の給水量の目標を 45 ml/kg 以上とし、最低でも 30 ml/kg とする。
- 3) 週1日は必ずサルを休息させ、100 ml/kg/日以上の水を摂取できるようにする。
- 4) 体重を厳密に計測し、標準体重曲線を逸脱した場合は、回復するまで実験や統制を中断する。
- 5) 総合的な栄養改善のため、不足水分を果実・野菜(りんご、いも等)を用いて補うなどの工夫をする。

### 「特殊実験許可願いの提出」(新項目として文章化した、p. 22)

実験者は、実験にサルを使用する場合、その全て(生態観察は除く)に関して実験計画を記載した特殊実験許可願いを、実験開始2週間前までにサル委員会へ提出すること。サル委員会は、動物実験の必要性も含め実験がサルに与える影響を評価し、その実験に対する承認および監視を行う。実験者は、サルの健康に注意し、実験の進行中に問題が生じた場合は、実験の一時中止をも含むサル委員会の指示に従うこと。

### 「サルの飼育と使用に携わる職員の訓練」

(旧)：新しく雇用された職員がサルの飼育と使用に携わる場合、サル類保健飼育管理施設の定

めるプログラムに従って、サルの科学的かつ人道的な取り扱いについて訓練を受ける必要がある。この訓練プログラムは、サルの飼育と使用に携わる大学院生、研修員、研究員にも適用される。共同利用研究員の場合も、所内対応者が必要と認めるときは、この訓練プログラムにそった訓練を受ける。

(新)：新しく所員となったものがサルの飼育と使用に携わる場合、サル類保健飼育管理施設の定めるプログラムに従って、サルの科学的かつ人道的な取り扱いについて訓練を受ける必要があ

る。この訓練プログラムは、サルの飼育と使用に携わる大学院生、研修員、研究員、共同利用研究員にも適用される。

その他、昭和63年1月13日に改正され挟み込みとなっていた、「安楽死」および「死体処理」の項も印刷した (pp. 15~16)。以上の箇所を改正し300部の増刷を行った。改訂ガイドラインが、さらなる動物福祉の向上に役立つものと期待される。

(文責：サル委員会委員長 平井啓久)